

# 自治会活動の事故に対する保険

## ① 一般会員の場合

●お支払いの対象となる事故例※

### 【①賠償責任事故】



お祭りの神輿で商店のガラスを損壊した。



野球大会中のファウルボールで歩行人がケガをした。

### 【②傷害見舞事故】



野球大会に参加した住民の親戚がケガをして10日間入院し、お見舞金を支払った。

### 【③傷害事故】



カラオケ大会に参加した住民がケガをして通院した。

事故が起きたら

東京海上日動火災保険  
0120-868-100

代理店 (株)LST  
0120-751-131  
逗子市沼間1-4-50  
<https://lsthoken.com/>

湘南鷹取2丁目自治会  
代表・藤島会長

自治会員



# 自治会活動の事故に対する保険

自治会年間行事で、役員・委員としての活動での事故に対する保障。

**事故が起きたら**

## ② 役員の場合

To Be a Good Company

横須賀市  
まちづくりサポーター保険制度



事故の種類	補償金額	内容
死亡	300万円	傷害事故が原因で事故の日から180日以内に死亡した場合
後遺障害	最高300万円	傷害事故が原因で事故の日から180日以内に後遺障害が生じた場合
入院(180日以内)	1日2,500円	傷害事故を原因として事故の日から180日以内に入院または通院を要することとなった場合※実際にかかった費用ではなく、入院・通院の日数で計算されます※通院は事故発生から180日以内の通院に対し最大90日分を給付します
通院(90日以内)	1日2,000円	

いつ  
どこで  
だれ、または何が  
どのようにして  
どんな状況か

↓ 報告

湘南鷹取2丁目自治会  
代表・藤島会長

申請(事故後30日以内)

↓

事故の種類	補償金額	内容
身体賠償事故	最高 1名 1億円 1事故 5億円	他人の身体に損害を与えた場合
財物賠償事故	最高 500万円	他人の財物に損害を与えた場合
保管物賠償事故		他人からの預かり品、管理責任を負う物に損害を与えた場合

※免責金額(自己負担額) 5,000円を超える部分について補償します。

横須賀市 市民部市民生活課市民協働推進係  
〒238-8550 横須賀市小川町11  
Tel. 046-822-9699/ Fax. 046-821-1522  
<https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/2710/index.html>